

民事訴訟最終告知通達書

処理番号 (た)75-129-202

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。以降、下に設けられた裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。このままご連絡なき場合には原告側の主張が全面的に受理され裁判後の措置として給料差し押さえ及び、動産物、不動産差し押さえを執行官の立ち会いのもと強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による「執行証書の交付」を承諾して頂きますようお願いすると同時に、債権譲渡証明書を一通郵送させていただきますので、ご了承下さい。

訴訟問題及び、裁判取り下げ等のご相談に関しましては当局にて賜っておりますので管理課職員までお問い合わせ下さい。尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様から御連絡頂きますようお願い申し上げます。以上をもちまして最終通告とさせていただきます。

※裁判取り下げ最終期日 平成17年8月31日

0120-700-572 (管理課)

受付窓口 9:00~19:00

休日 (土・日・祝日)

〒100-8940

東京都千代田区霞ヶ関3丁目1番地1号

財務省管轄支局

訴訟管理事務局